

別記様式第1号(第四関係)

いなべがわようすい だいに  
員弁川用水第2地区 活性化計画

三重県

平成25年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	員弁川用水第2地区活性化計画
都道府県名	三重県
市町村名	桑名市 東員町
地区名(※1)	員弁川用水第2
計画期間(※2)	平成25年度～平成28年度

<p><b>目 標</b> : (※3)</p> <p>地域資源循環活用施設(うち自然・資源活用施設:太陽光発電設備)を設置することで、土地改良施設(揚水機場等)への電力源とするとともに、地球温暖化の防止や自然エネルギー利用を学習する場としても活用する。</p> <p>具体的な数値目標としては、活性化区域内にある2つの小学校(東員町:三和小学校、桑名市:久米小学校)において、田植と稲刈の体験学習を行っており、この機会を利用して環境学習の場として活用したい。</p> <p>取組回数 2回 (平成27年1回、平成28年1回、計画前の取組0回)</p>
<p><b>目標設定の考え方</b></p> <p><b>地区の概要:</b></p> <p>本地区は、東員町の南部と桑名市の南西部にまたがり、二級河川員弁川の右岸(南側)に展開する農村地域である。</p> <p>昭和40年～45年に県営かんがい排水事業で整備された員弁川第2頭首工かかりで、地域の農業は水稲+小麦大豆の土地利用型農業を中心に営農が行われている。</p> <p>地域の農業経営については、その殆どが戸別経営農家で、農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでいる。</p>
<p><b>現状と課題</b></p> <p>本地区における農業経営については、農地・水・環境保全向上対策に取り組み、農地の有効利用を図っているが、農業者の高齢化が進み、後継者不足が問題となっていることから、生産性の高い農業の推進に支障が見られるなか、離農者が多く見られ農業離れが進みつつある。</p> <p>土地改良区の実施として「めだかの学校」や「タケル歩道」など地域内交流を行っており、町内や他市町からも多くの人が訪れ始めているが、更なる情報発信を行い、都市交流の促進等、地域の活性化を図っていく事が課題となっている。</p>
<p><b>今後の展開方向等(※4)</b></p> <p>農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、太陽光を活用する発電施設を設置し、地球温暖化の防止、CO2の削減、再生可能なエネルギー利用、石油削減などの効果を学習する場として整備し、活用する。</p> <p>既存の「めだかの学校」や「タケル歩道」「北勢線利用促進イベント」などの集客力のある既存の施設と連携しながら、太陽光発電施設を見学・学習することで都市との交流促進を図る。</p> <p>また、地域内にある小学校で田植や稲刈の体験学習を行っており、この機会を利用して、環境学習の場として活用することで、次世代の育成をはかり、ひいては定住促進に寄与し、持続可能な農業の確立を目指し、町内の先進モデルとして地域の活性化を図りたい。</p>

**【記入要領】**

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
  - ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
  - ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
  - ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
- また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
桑名市・東員町	員弁川用水第2	地域資源循環活用施設(51自然・資源活用施設)	員弁川用水第2土地改良区	有	ニ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
	該当なし				

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
	該当なし			

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし
------

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

員弁川用水第2地区(三重県桑名市・東員町)	区域面積(※2)	510.0ha
<b>区域設定の考え方(※3)</b>		
①法第3条第1号関係: 農林地割合: 当該区域の総面積510.0haのうち農林地面積は397.3haで78%を占める。(おおむね80%以上に該当する) 従事者割合: 当該区域の総就業者3,461人で、農業従事者は618人でその比率は17.9%である。(農林漁業従事者割合5%以上に該当する)  農林地割合、農林漁業従事者割合からみて、農林漁業が重要な事業であると判断できる。		
②法第3条第2号関係: 地域の人口動態をみれば、平成20年の人口は6,720に対し、平成24年は6,398人とこの5年間に4.8%の減少となっており、農業者の高齢化傾向からみて、定住を促進することが有効かつ適切な地域である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は全て農業振興地域であり、市街化を形成している区域は含んでいない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針( 1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法( 2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準( 3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準( 4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法( 5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件( 6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項( 7)		

- 1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たったの基本的な考え方を記載する。
- 2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- 3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- 4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- 5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- 6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- 7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」、「使用貸借」、「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画終了年度の翌年度(平成29年度)に、以下の目標の達成状況を検証する。

①環境学習への取組を2回以上行ったかの検証を行う。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。